

平成24年5月24日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

- NHKでは、平成18年11月に、放送受信料の未収者に対する支払督促の申立てを行って以来、先月末までに全国で2,422件の督促申立てを行ってきました。
- その結果、支払督促の申立てを行った多くの皆さまに、全額または分割で放送受信料のお支払いをいただけるようになりました。しかしながら、支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然として放送受信料のお支払いをいただいていない方々も一部におられます。
- このため、上記に該当する36人の方々に、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

・ 予告対象者 36人（21都道府県）

（東京都7・新潟県1・山梨県1・神奈川県3・埼玉県2・京都府1・兵庫県3・和歌山県1・奈良県1・滋賀県3・愛知県1・岡山県1・山口県1・長崎県1・大分県1・佐賀県1・山形県1・岩手県2・北海道2・愛媛県1・徳島県1、数字は人数）

※新潟県・山梨県・和歌山県・奈良県・大分県・山形県・岩手県・徳島県は初の予告

・ 予告通知発送日 平成24年5月24日（東京から発送済み）

・ 支払期限 平成24年5月31日

- 指定の期限までにどうしても放送受信料のお支払いに応じていただけない場合は、やむを得ず、対象者の所在地を管轄する各地方裁判所に対し、強制執行の申立てを行います。

これまでの強制執行実施予告と結果について

平成22年5月以降、3回にわたり、全国各地の計47人に対して強制執行を予告しました。このうち、お支払いいただけなかった40人について強制執行を申し立て、17人について全額または一部取立てを実施しました。自らお支払いいただいた方を含め、34人から全額の収納ができました。現在、残る6人の方について手続き中です。